

連結財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達価額

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

② 無形固定資産……………取得価額

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物…………… 8 年～50 年

工作物…………… 10 年～45 年

船舶…………… 5 年

物品…………… 2 年～20 年

② 無形固定資産……………定額法

ソフトウェア…………… 5 年

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

① 退職手当引当金

期末自己都合要支給額により算定しています。具体的には、以下のAとBの合計額を退職手当引当金として計上しています。

A) 基本額

勤続年数ごとの（職員数×平均給料月額×自己都合退職支給率）を合計したもの

B) 調整額

イ及びロに掲げる額を合計した額

イ) 勤続年数が25年以上の職員にあっては、該当職員区分の調整月額に50を、当該職員区分の次に低い職員区分の調整月額に10をそれぞれ乗じて得た額の合算額

ロ) 勤続年数が10年以上25年未満の職員にあっては、該当職員区分の調整月額に50を、当該職員区分の次に低い職員区分の調整月額に10をそれぞれ乗じて得た額との合算額に2分の1を乗じて得た額

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しています。

6月支給予定の期末・勤勉手当×（本年度支給対象期間4ヶ月/全支給対象期間6ヶ月）

(4) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース又は重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

該当なし

3 重要な後発事象

該当なし

4 偶発債務

該当なし

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
山口県市町総合事務組合 （一般会計）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	0.000344764879419552%
山口県市町総合事務組合 （非常勤職員公務災害補償特別会計）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	0.198204256025569%

連結の方法は次のとおりです。

一部事務組合・広域連合は比例連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

「現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸している場合を含む）」、「売却が既に決定している、または、近い将来売却が予定されていると判断される資産」のいずれかに該当する資産のうち、庁内組織において売却予定とされている公共資産。

イ 内訳

該当なし